

小値賀町議会第一回定例会
(第七日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会参事
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	一之	久之	一也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十年三月十日（月曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（松永勇治議員・宮崎良保議員）
- 第二 議案第三〇号 小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第三 議案第三一号 小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第九号 野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第五 議案第一〇号 小値賀町有住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第一一号 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について
- 第七 議案第一二号 小値賀町過疎地域自立促進計画変更について
- 第八 議案第一三号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第九 議案第二一号 平成二十年小値賀町一般会計予算
- 第十 議案第二二号 平成二十年小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第十一 議案第二三号 平成二十年小値賀町老人保健事業特別会計予算
- 第十二 議案第二四号 平成二十年小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第十三 議案第二五号 平成二十年小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第十四 議案第二六号 平成二十年小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第十五 議案第二七号 平成二十年小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第十六 議案第二八号 平成二十年小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

- 第十七 議案第二九号 平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第十八 議案第三二号 小値賀町監査委員選任の同意について
- 第十九 報告第一号 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第二十 報告第二号 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
- 第二十一 発議第五号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)について
- 第二十二 発議第二号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)について
- 第二十三 発議第三号 広報常任委員会の閉会中の継続調査(審査)について
- 第二十四 発議第四号 議会運営委員会の閉会中の継続調査(審査)について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・松永勇治議員、一番・宮崎良保議員を指名します。

日程第二、議案第三〇号、小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

教育次長（大黒泰三） 議案第三〇号、小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明いたします。

斑小学校教員住宅は、平成十七年三月に当時の教頭先生の転出を最後に空き家の状態になっております。更に平成十九年四月からは、斑小学校が小値賀小学校に統合されることに伴い、廃校となりました。廃校になった場合、教員住宅として本来の機能が失われてまいります。

また、施設の老朽化も進んでおり、教育財産としての利用計画もありませんので、斑小学校教員住宅を用途変更の上、行政財産から普通財産に変更するものでございます。

この度の改正は、本表のとおり、「斑小学校教員住宅」を削除するものでございます。

附則として、この条例は平成二十年四月一日から施行すると定めております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三〇号、小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三〇号、小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第三一号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

教育次長(大黒泰三) 議案第三一号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明いたします。

本条例は、小中学校の教職員住宅の使用、並びに維持管理について必要な事項を定めたもので、平成十二年に制定されま

した。

斑小学校教員住宅は、平成十七年三月末で空き家の状態になっております。

今後も教員住宅としての利用計画もなく、教育財産から用途変更し、普通財産とするものでございます。この度の改正は、「斑小学校教員住宅」を本条例から削除し、別表のとおり改正するものであります。

附則として、この条例は平成二十年四月一日から施行すると定めております。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三一号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三一号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第九号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） おはようございます。

議案第九号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

改正しようとする条例（平成元年小値賀町条例第五号）は、平成十八年に指定管理者の導入を行なうことで全面改正が行われておりますが、この度の改正は、指定管理者を設置して一年が経過し、運営方針が固まりつつある中で、利用料金について町との協議により、ある程度の裁量権を持たせるようにするもので、その他の条文についても整理をするために第四条から十二条の改正を行なうものです。

それでは、改正条文の内容を説明いたします。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

第四条「指定管理者が行なう業務」では、第一号と第三号の一部の改正。第五条で「休村日」、第六条で「利用者」、第七条で「利用者の許可」、第八条で「遵守事項及び指定管理者の指示」、第九条で「利用の許可の取り消し又は利用の中止」を規定しており、内容は改正前とほとんど変更はありません。第十条「利用料金」の規定ですが、今回、第二項から第四項を全面改正し、あらかじめ町長の承認を得た場合には、料金の制定と変更を指定管理者が行なうことができるとしております。また、町長が承認するときの基準を定めております。

第十一条は「利用料金の減免」で、「団体利用等」を「その他」に改め、第十二条を「損害賠償」の規定といたしました。附則として、この改正条例は、平成二十年四月一日から施行することとしております。

以上で、提案理由・内容の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第九号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第九号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第一〇号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案一〇号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明をいたします。

斑小学校の統廃合に伴い、教員住宅は普通財産となっており、今後は町有住宅として、管理していききたいと思っております。

小値賀町町有住宅管理条例第二条の二の文中の、別表に「斑住宅」を追加するものでございます。名称を「斑住宅」、位置を「斑島郷字新ガへ八二九番地」を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成二十年四月一日から施行するものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 先ほど、三〇号議案の説明の折、老朽化しとるということでございましたけども、これを住宅に使うということでございます。

それで、建設年度とですね、これを補修が必要なのかどうか…。直ぐですね、その点をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

四十年代に建てられた住居が二棟、三戸ございます。それと、あと五十年に建てられた住宅が一棟四戸ございます。

で、状況でございますけど、普通財産として建設課の方で町有住宅として管理すること、一応現地の方を確認に行きました。結果でございますけど、二戸建ての方がですね、これは簡易耐火構造の平屋建てでございますけど、陸屋根のスラブ部分の庇の部分がですね、かなり爆裂を起しております。

で、今後、住宅としては使用は出来ないんじゃないかなと思っております。その一戸についてはですね…。

ですから、四月一日以降、出来ればですね、その住宅は使われないような形でもっていききたいと考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、四十年と五十年ということでございますので、四十三年、三十三年ぐらいの年数が経つと

るわけですが、今使われない住宅もあるということでございます。

そうした場合にですね、家賃との兼ね合いですね、相当な金額が要るとすればですね、その辺、執行部の方でお考えになるでしょうけれども、その点についてお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

町有住宅の管理条例は、公営住宅の管理条例と合致しております。

それで、家賃を算定するに当たりましては、公営住宅法に基づいた格好で取っておりますので、現在、教員住宅として取られておった家賃とほぼ変わりはありません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 私が聞きするのはですね、住宅の計算じゃなくて、補修をやるつちゆうことになるんですね、相当なお金が要ると思うわけです。

それで、家賃との兼ね合いですね、多くの金を入れて修繕してですね、これがもう年数も経つとりますし、大体老朽化しとるし、また補修つちゆうことはあり得ないと思うんです。

それで、その補修の額によってはですね、何か大丈夫なのかと。住宅として使って、それを「採算」つちゆうか、採算つちゆうのはおかしいんですけど、そういう面についてお尋ねをしますとるわけです。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

一棟二戸建ての分についてはですね、かなり傷みが酷い状態でありますので、改修等は考えておりません。

で、残る一棟二戸につきましても、これは公営住宅法の適用を受けないのでですね、住宅の所謂、ストック改善事業とかのですね、補助を受けることが出来ないので、改修工事はですね、考えてはおりません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一〇号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一〇号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第一一号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(谷 良一) 議案第一一号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明いたします。

平成二十年四月一日から五島市の交通災害共済に関する事務を長崎県市町村総合事務組合で共同処理することから、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じたため、規約の変更をするものであります。

よって、これらの協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

最後に条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第一二号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第一二号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について説明いたします。

今回、小値賀交通バス購入事業を過疎債の適債事業として申請しており、過疎地域自立促進計画の変更が必要になりました。

たので、過疎地域自立促進特別措置法第六条第六項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本来、過疎債の適債事業ではない「小値賀交通バス購入事業」が、国が進める「地方再生プロジェクト」によりまして、採択されるものでございます。

事業費は、一千六百九十九万四千円、国庫支出金二百七十一万一千円、県支出金二百九十万円、過疎債一千九十九万円、一般財源二万三千円でございます。

以上、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一二号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更については、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第一三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第一三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について説明いたします。

辺地債を借りる事業を行う場合は、その都度、議会にご提案をし、議決を得て県と協議を行ってまいりました。

この度、県より今後五年間の事業計画を策定するよう指示を受けましたので、ご提案申し上げます。

計画書のとおり、笛吹辺地は、消防施設・医療施設・農業林業又は漁業の近代化のための施設・地場産業の振興に資する施設を整備する計画です。前方辺地は、消防施設・道路及び渡船施設・観光又はレクリエーションに関する施設・農業林業又は漁業の経営の近代化のための施設を整備する計画です。柳辺地は、観光又はレクリエーションに関する施設を整備する計画です。斑辺地は、下水道処理のための施設を整備する計画です。

なお、重要な変更や事業の追加が生じたときは、その都度、議会の議決を求めるといたします。

以上、辺地に係る公共的施設の総合整備のための、財政上の特例措置法に関する法律第三条第五項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第九、議案第二一号、平成二十年度小値賀町一般会計予算、日程第十、議案第二二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算、日程第十一、議案第二三号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算、日程第十二、議案第二四号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算、日程第十三、議案第二五号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算、日程第十四、議案第二六号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算、日程第十五、議案第二七号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算、日程第十六、議案第二八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算、日程第十七、議案第二九号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算については、予算特別委員会に審査を付託しておりましたので、これら案件については、一括して議題にしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、日程第九、議案第二一号、日程第十、議案第二二号、日程第十一、議案第二三号、日程第十二、議案第二四号、日程第十三、議案第二五号、日程第十四、議案第二六号、日程第十五、議案第二七号、日程第十六、議案第二八号、日程第十

七、議案第二九号は、一括議題とします。

予算特別委員会に付託しておりました、これらの案件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長

予算特別委員会委員長（立石隆教） 予算特別委員会審査報告。

本特別委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第四十一条の規定により、報告いたします。

一、委員会を開いた年月日及び場所、二、出席した委員の氏名、三、欠席した委員の氏名、四、出席した委員外の議員の氏名、五、説明のため出席した者、六、職務のために出席した者については、報告書に記載のとおりです。

第七、付託を受けた事件の件名及び第八、会議に付した事件の件名は、

議案第二一号 平成二十年度小値賀町一般会計予算

議案第二二号 平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算

議案第二三号 平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算

議案第二四号 平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算

議案第二五号 平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算

議案第二六号 平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算

議案第二七号 平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算

議案第二八号 平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第二九号 平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本特別委員会は、三月六日から七日までの二日間、委員会を開き、各議案について質疑を重ねました。

その主なものは、お手元の報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、議案第二一号から議案第二九号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

今回、二日間の予算特別委員会を開きましたが、集中審議に臨む委員の姿勢も説明する執行部の姿勢も真剣に且つ真摯に

質疑応答がなされ、双方に事前の十分な準備がなされていたことを感じさせるものでした。

依然厳しい財政状況の中、後期高齢者医療制度新設などをはじめ、あらゆる分野での国、県等の制度改正や見直し等、めまぐるしい変化の中での本年度当初予算となりました。

予算編成に当たっては、相当苦労されたことだと思いますが、本町の基幹産業である第一次産業の活性化のための各種支援策、漁業者に対する燃油高騰対策補助金の新設や、国や県の補助金等の活用施策、新たな小値賀の魅力の発信やPRに向けた様々な取り組みが随所に見受けられ、また、繰上償還等による健全な財政の維持にも努める姿勢も見受けられました。しかし、一方、本年度予算も基金の取り崩しが歳入の一部となっており、依然として硬直化している財政状況で、経常経費の削減に更なる努力や工夫の必要性を感じさせる部分も見受けられました。

委員からは、基金の繰り入れも少なくなっており、実質公債費比率も下降傾向にあり、望ましい方向に向かいつつあるとの見解が示され、観光という方向性を打ち出している点を評価する意見、さらに小値賀をアピールするための工夫を限られた予算で行う努力を求める意見が示されました。

一方、質疑を通して指摘する点、要望する点としては、予算・各種事業における優先順位を明確に示すこと、また、人件費に関するも行財政改革の観点から今後也十分に検討すること、予算の折、積算基礎をしっかりと示すよう配慮いただきたいなどの意見もありました。いずれも予算特別委員会の正式な付帯意見として合意をとったものではありませんが、各委員の意見として報告しておきます。

依存財源割合が依然非常に高い中、厳しい財政運営を強いられる本町にあって、より住民の福祉、町の活性化のため英知を集めた今年の本町の設計図としての予算であります。本予算を効率的に執行して、より効果が上がるよう期待いたしまして、報告いたします。

以上、予算特別委員会審査結果報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告を終わります。

おはかりします。

ただいま、予算特別委員会委員長から報告があった、議案第二一〇号から議案第二九号までの案件については、質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略します。

これから、議案第二一号、平成二十年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

土川 議員

三番(土川重佳) 私は、平成二十年度一般会計予算案について反対の立場で討論いたします。

平成二十年度一般会計予算案の中に、民間住宅購入について納得しかねないからであります。

理由としては、事前になんら議会に報告もなく、当該物件に対して購入するに値するか、一議員として調査する暇がなく、町民の理解が得られるか一抹の不安もあります。

五千八百万以上もする物件を購入するには余りにも唐突であります。当該物件は格安であり、国の補助金と住宅債を利用したいとのことではありますが、八室ある中で四室は入室しており、今後、町民が利用できる部屋は四部屋で、『公債』という借金を将来に残すには合理性が無いばかりでなく、将来にわたり不安でもあります。

今後は、財政難の中、委託職員の安定的な人材確保、また安心して従事するために、委託職員の給与等のあり方も考えなければなりません。

少ない財源を町民相互のために生きた使い方があるはずです。そうでなければ税金が死んでしまいます。

小値賀町は合併をせず、独自の行政を選択いたしました。

それは、合併町村にない町民の意思の通った密接な行政が欠かせないものであり、そのためには事前に町民の動向や物件の調査などの必要性が無かったのでしょうか。

私は、この案件を無視して平成二十年度の一般会計当初予算案を承認することはできず、今後このような案件が出た場合に対して行政のあり方を促すことも含め、あえて反対の立場をとります。

今後、小値賀町の目指す方向は、日本一高い山、「みな なるう 幸せに」ということを踏まえて、反対討論といたします。

議長（横山弘藏） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 私は、今回提出された一般会計予算案に対し、賛成の意見を表明します。

小値賀町はここ数年間、基金の取り崩しをもって一般財源化し、財政需要に対処してきたわけですが、今回の予算案を見れば、公債費の順調な返済に加えて、基金の取り崩しも昨年度の半分以下となり、順調にいけば基金の取り崩しも二十年度は繰り戻しで、『ゼロ』になる可能性さえ感じさせます。

一部で言われたように、二・三年で基金が底をつくのではないかという、不安の解消に役立つ財政状況ではないかと考えます。

一方で、今回の予算案には、『古民家再生事業』が新たに提言されております。唐突な気がする人もたくさんいると思いますが、小値賀は刻々と変化を遂げております。

いまだかつてアメリカの高校生が修学旅行で来島するとは誰が予想したでしょうか！また、今年には県内の小学校数校が国の、『農山漁村子どもプロジェクト』に基づいて来島する予定と聞いております。これらの誘致は、官と民との協働の成果と言えるでしょう。

財政計画が順調に推移する中で、今までの守りの体制から、攻めの姿勢に転ずる必要があります。『古民家再生事業』はそういうことだと理解します。

将来、花を咲かせるためにも、今、種を撒いておかねばならない。

以上、私の賛成討論とします。

議長（横山弘藏） 次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 町長提出、議案第二一号、平成二十年度小値賀町一般会計予算案について賛成をいたします。

国は、高度成長が終わり、少子化や高齢化が進展する中で、社会は大きく変わり、福田内閣においては「自立と共生」を政策の基本とし、行政改革、地方分権を推進し、地方の自由度を拡大し、責任をもって行政を実施できる「地方が主役の国づくり」を目指しております。

また、魅力ある地方の創出を促進するため、『頑張る地方応援プログラム』において、地方交付税等の財政支援を実施しており、国の動向を踏まえながら、今定例会において慎重に審議してまいりました。

歳入総額二十五億七千万円の内、三億六千三百五十五万二千円が町税等の自主財源で、一四・一％であります。反面、依存財源は、二十二億六百四十四万八千円、八五・九％で、主なもので地方交付税が歳入総額の五八・四％を示しており、依然として依存財源に頼っている状況であります。

県支出金は、前年度に比べ、一億三千三百七十三万二千円の増額で、本町の事業遂行への意欲を示すものと思えます。その他の歳入についても、前年度実績を踏まえ、計数等の掌握に努力されたものと評価いたします。

次に、歳出では、本町の基幹産業である農林水産業費で、前年度より一億九千万円の増額で、地域特産での園芸、畜産への振興、また漁業者の安全を守る漁港基盤整備、また燃油高騰対策補助金の新設、商工費においては、野崎島の自然と野首教会とを連携した観光事業は、今後、本町の発展に大きく貢献するものと評価いたします。

しかしながら、本町の財政硬直化の直接要因となる人件費等については、今後の行財政改革において、可能な限り節減を図ることを望むものであります。

以上で、私は、本年度の一般会計予算案は適切なる予算と信じ、賛成するものであります。

特別会計においては、後期高齢者医療事業の新設で、国民健康保険事業において、前期高齢者に適応した予算編成であります。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十時	―
―	再開	午前	十時	―
			十三分	―

議長（横山弘藏） 再開します。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 特別会計におきましては、省略をさせていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二一号、平成二十年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立多数です。

したがって、議案第二一号、平成二十年度小値賀町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

伊藤議員

七番(伊藤忠之) 特別会計においては、後期高齢者医療事業の新設で、国民健康保険事業において、前期高齢者に適した予算編成であります。

また、他の特別会計においても、今後、人口の動向などで…。

議長(横山弘藏) しばらく休憩します。

―	休 憩	午 前	十 時	十 五 分	―
―	再 開	午 前	十 時	三 十 分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

国民健康保険事業特別会計予算について、ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二三号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二三号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二三号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二四号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二四号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二四号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二五号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二五号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二五号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二六号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二六号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二六号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二七号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二七号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第二七号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。
この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第二八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二九号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二九号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二九号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第十八、議案第三二号、小値賀町監査委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(山田憲道) 議案第三二号、小値賀町監査委員選任の同意についてご説明いたします。

監査委員でありました井上喜隆氏より三月三十一日付で、一身上の都合により退職をいたしたいという申し出がございましたので、その後任といたしました。坂木辰芳氏をお願いしたいと思っておりますので、議会の同意を求めるところでございます。

坂木氏は昭和十九年生まれでございます。北九州大学卒業後、昭和四十五年北松西高校の事務員として勤務され、平成十六年三月退職まで三十四年間勤務されております。

そのあとも現在、地区の会長さんをされ、計数にも明るく、識見をお持ちでありますので、監査委員に適任と思っております。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、同意されましたなら、任期は平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとなります。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第三二号、小値賀町監査委員選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三二号、小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十九、報告第一号、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長

総務文教厚生常任委員会委員長（小辻隆治郎）

総務文教厚生常任委員会の所管事務の調査を報告いたします。

我々、総務文教厚生常任委員会は、去る二月六日から七日にかけて宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校と、長崎県教育庁を訪問しました。

宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校は、九州のへソにあたる九州中央山地の大変自然に恵まれた、周囲には何も無い、いわば辺鄙な所と置いていい場所に位置しております。周りにコンビニにも喫茶店もありません。おそらく雪の降り積もる時期は身動きのとれない陸の孤島の状況下になるような所にあります。

そこに十三年前、宮崎県は全国初となる公立の中高一貫校を設立しました。設立に当たっては、受験戦争をおおるとして

文部省も難色を示したのですが、当時の県教育長の熱意ある説得に、反対する県幹部の制止を振り切り、知事との直談判により、県独自の事業としてようやく決定したという経緯があります。その四年後には、国が公立の一貫校設置を認めたようですが、宮崎県の試みが全国モデルとなったわけでもあります。

五ヶ瀬中等教育学校の特色と言えば、中高一貫教育もさることながら、最大のものは生徒全員が寮に入り、起居を共にする点にあると思います。この寮制度が学業面はいうに及ばず『人間力』の形成に大いに影響を与えることは、彼らが卒業後の感想にも表れております。

『人間力』とは、コミュニケーション能力、社会性、協調性、忍耐力を持った一個の人間の力ということができます。六年間、二十四時間共に過ごした仲間が人生の宝。「自分の子どもも五ヶ瀬に入りたい。」とか、「一学年四十人全員が兄弟のような身内感覚。」という意見の中に、彼らの精神的な成長が見て取れると思います。中学一年から高校三年生の、年齢が異なる集団生活の中で、いろんな壁を乗り越えていく精神力の養生、涵養が教育の目的ではないか、このことが我々の今回視察した主な理由であります。寮の中で、中学生に寮生活の感想を聞いたところ、「自分は望んで自ら五ヶ瀬を希望した。」「仲間がいるから寂しくない。」など、目を輝かせながら言ったことが印象的でした。

また、次の日には、長崎県の教育庁を訪問しました。横田教育長をはじめ、五人の方が応対してくれ、約一時間二十分の間、活発な討論がなされました。まず今後、先生方の減少に伴い、一人ひとりの先生方の重要性が増すことを強調し、配慮してもらおうよう要望しました。

次に、小中高一貫教育での北松西高の位置付けを聞いたところ、「小中高一貫教育は、高校存続の側面があることは間違いない。」という回答を得ましたが、一方で、「一学年が一桁台に陥った場合には、再考すべきではないか。」という考えのようです。

しかし、「今のところ、十二年間を通した教育に専念してください。」ということでした。また、校舎問題については、横田教育長は、「町の財政を考慮すれば、改修すべきの方向で行くべきではないか。」という意見であります。いずれにしても、町の方から方針、計画が県に来てない状況なので、来てから対応策を考えるとのことでした。

世界遺産関連で、野崎の道路の危険性についても早期の復旧を陳情しました。「旧野首教会の保護ばかりでなく、周囲の環境や景観の維持・保存についても景観条例を制定するなどして、景観を守るルールづくりをしなければならぬが、道路

補修については文化庁と協議しながら進めていく。」との回答でした。

当委員会は、今回の視察、研修で二箇所を訪問したわけですが、五ヶ瀬では教育環境の大切さを痛感し、県の教育庁では、議会も含めた全町的な取り組みの必要性を認識しました。

以上をもって、総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（横山弘藏） これでは報告を終わります。

日程第二十、報告第二号、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長（加山雅徳） 我々、産業建設常任委員会は、まず小値賀町の各産業の分析をして現状を把握することから始めました。

漁業については、油の高騰、漁獲高の減少、魚価の低迷等、危機的状況になっているのではないかと。また、農業については、子牛価格は今のところ横ばいである。ハウス園芸については、油の高騰による減益など、全体的に低迷している状況である。なお、商工業及びサービス業においても、農漁業の不振により売り上げの低下、公共事業の減少による売り上げの低下等、プラス要因は今のところあまり見当たらない状況であります。その中でも唯一新しい芽が出てきつつあるのが、観光産業であるが、まだ安定的な段階に入っていないのが現状であります。

当委員会は、このような状況を踏まえ、これまで二ヶ月間、調査研究を重ね、これからの小値賀町の産業の活性化について、あらゆる方向から検討をしてまいりました。

その内容として、第一次産業においては、今までの懸案事項であった後継者の問題、少子高齢化の問題、雇用の拡大等については、これまでやってきた従来型政策では限度があるとの意見が多数を占め、また、第二次・三次産業においても同様ではないかとの意見でありました。

当町の経済が停滞している状況で、新たな方策として基幹産業である農業、漁業の振興を図るために、観光産業を柱とした交流人口の拡大をすることによって、今後の町の活性化が図れるのではないかとという意見が多数を占めました。

少数意見として、従来型ではない離島漁業再生支援交付金等を利用した新たな取り組み、また、獲る漁業から育てる漁業、

所謂、養殖業の推進、付加価値を高めるための加工場の建設等、農業については、畜産業におけるキャトルステーションなども並行してやった方がよいとの少数意見もありました。

当委員会としてのテーマが、「第一次産業の振興を図るため、観光産業を軸とした交流人口の拡大」ということで決まった中で、IT協会の専務理事を招き、十九年度の収支状況、また今後の運営方針等をお聞きし、次のような問題を提起していただきました。

その問題点として、民泊数が足りない、野崎の学塾村への道路整備と、学塾村の雨漏りの修理が早急に必要ということでありました。また、今後五年間で三万人三億円、十年間で五万人五億円の目標を上げているが、可能性は高いとのことでした。その目標を達成するためには、『古民家再生事業』が不可欠である。なお、野首教会が世界遺産に認めていただければ、なお目標に近づける等の問題提起をしていただきました。

今後、当委員会としてIT協会の事業に注目し、これにリンクした形で第一次産業の振興が図れるのではないかとの委員からの意見が多数で、具体的に骨子を作成し、それに対して肉付け作業をしていくことで合意いたしました。

そこで、骨子案として第一次産業の振興を図るために観光産業を新たに構築し中心に据えた場合、どのような姿が小値賀の観光かということで検討を重ねた結果、次の四点が問題点として上げられました。

一、農・漁業者の協力、二、宿泊業者との話し合い、三、交通手段の整備、四、町並みの整備等、現在のところ四点が考えられるところでございます。

今後、これらを一一つ解決するための検討、体制づくり、実施に向けた具体的な取り組みなど、これから肉付けをしていくことで合意いたしました。

なお、当委員会の本来の目的はあくまでも、第一次産業の振興が目的であって、手段として観光産業を活用するということを再確認いたしました。

当委員会としては、これから更に調査研究し、町執行部、各種団体、町民と連携を図り、小値賀町の発展及び活性化のために努力してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（横山弘藏） これでは報告を終わります。

日程第二十一、発議第五号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

八番（立石隆教） 議長、八番。

議事進行についての発言をいたします。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 私の手元には、特定事件について、「出生祝金の条例の改正について」が書かれてないんですけども、『お手元の資料』ということであれば、これかなと思うんですが、それは…。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五十二分	—
—	再開	午前	十一時	二十六分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

先ほど、立石議員より議事進行についての問題点を指摘されましたので、それについて訂正したいと思います。

新たにですね、先ほどの、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について、書類に不備がありましたので、今、お配りしました書類を追加してほしいと思います。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第二十二、発議第二号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第二十三、発議第三号、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第二十四、発議第四号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
これで、平成二十年小値賀町議会第一回定例会を閉会します。

― 午前 十一時 三十分 閉会 ―